（交通バリアフリー政策室並びに障害者政策企画調整官及びジェンダー政策推進官）

第十八条　共生社会政策課に、交通バリアフリー政策室並びに障害者政策企画調整官及びジェンダー政策推進官それぞれ一人を置く。

2～4　（略）

5　ジェンダー政策推進官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する社会的及び文化的に形成された性別その他の事情を考慮した移動上及び公共施設その他の施設の利用上の利便性及び安全性の向上に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（河川保全企画室及び流水企画室並びに河川環境保全企画調整官、水防企画官及び水防調整官）

第六十条　河川環境課に、河川保全企画室及び流水企画室並びに河川環境保全企画調整官、水防企画官及び水防調整官それぞれ一人を置く。

2　河川保全企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　河川区域内の土地の占用の許可その他の規制に関する事務のうち、技術的審査に関すること（流水企画室の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

3　（略）

4　流水企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　河川等の水質の改善に関する事業並びに河川等の流量の調節に関する政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二～六　（略）

5　流水企画室に、室長を置く。

（削る）

（削る）

6～8　（略）

（事業監理室並びに技術調整官及び流域治水企画官）

第六十一条　治水課に、事業監理室並びに技術調整官及び流域治水企画官それぞれ一人を置く。

（削る）

（削る）

2～5　（略）

（交通バリアフリー政策室及び障害者政策企画調整官）

第十八条　共生社会政策課に、交通バリアフリー政策室及び障害者政策企画調整官一人を置く。

2～4　（略）

（新設）

（河川保全企画室、流水管理室及び水防企画室並びに河川環境保全企画調整官、水防企画官及び水防調整官）

第六十条　河川環境課に、河川保全企画室、流水管理室及び水防企画室並びに河川環境保全企画調整官、水防企画官及び水防調整官それぞれ一人を置く。

2　河川保全企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　河川区域内の土地の占用の許可その他の規制に関する事務のうち、技術的審査に関すること（流水管理室の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

3　（略）

4　流水管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　河川等の水質の改善に関する事業に関すること。

二～六　（略）

5　流水管理室に、室長を置く。

6　水防企画室は、水防に関する事務（水政課及び下水道事業課並びに河川保全企画室、水防企画官及び水防調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7　水防企画室に、室長を置く。

8～10　（略）

（流域減災推進室及び事業監理室並びに技術調整官及び流域治水企画官）

第六十一条　治水課に、流域減災推進室及び事業監理室並びに技術調整官及び流域治水企画官それぞれ一人を置く。

2　流域減災推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　河川の整備、利用、保全その他の管理に関する事務のうち、減災に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関すること（他課及び事業監理室の所掌に属するものを除く。）。

二　河川管理施設等（河川管理施設及び河川法第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物をいう。）の規格構造に関する事務のうち、減災に関すること（河川環境課の所掌に属するものを除く。）。

三　地方公共団体等からの委託に基づき、第一号に掲げる事務に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

3　流域減災推進室に、室長を置く。

4～7　（略）